

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年十月十三日から同月二十六日までの間縦覧に供します。

平成二十九年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
橋本 定晴	大和郡山市馬司町八七番地一 山勝マンション二〇二	大和郡山市番条町三四八番ほか九筆	
堀本 勉	大和郡山市番条町六三〇番地一	大和郡山市番条町三八二番一ほか二筆	
株式会社福角兄弟農園	宇陀市榛原比布一三二三番地	宇陀市榛原澤一八一〇番ほか五筆	

二 申請年月日

平成二十九年十月三日